3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「$\frac{45.96}{1,000}$」とあるのは「$\frac{1.13}{1,000}$」とする。

［4　略］

5　法第99条第２項第４号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

別表

支　部　名	支　部　長	支部が管轄する機関	支部所在地
［略］	［略］	［略］	［略］
九州厚生局支部	［略］	［略］	福岡県福岡市博多区博多駅東 九州厚生局内
［略］	［略］	［略］	［略］
大阪労働局支部	［略］	大阪労働局（労働基準監督署、公共職業安定所及び中央労働委員会西日本地方事務所を含む。）	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「$\frac{45.96}{1,000}$」とあるのは「$\frac{1.03}{1,000}$」とする。

［4　同左］

5　法第99条第２項第３号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

別表

支　部　名	支　部　長	支部が管轄する機関	支部所在地
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
九州厚生局支部	［同左］	［同左］	福岡県福岡市博多区博多駅前 九州厚生局内
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
大阪労働局支部	［同左］	大阪労働局（労働基準監督署並びに公共職業安定所及び同出張所並びに中央労働委員会西日本地方事務所を含む。）	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公告第１号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第２項の規定により、全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路を令和８年３月27日に次のとおり指定したので、公告する。

令和８年４月27日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　澤田　　聡

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第２項の当機構が指定する高速道路に、次の表の高速道路を追加する。

一般国道57号	熊本県菊池郡大津町大字杉水字中津3403番１から熊本市北区下硯川町字六反畑413番３までの区間